

## 仙台市障害者施策推進協議会モニタリング実施要領

仙台市障害者施策推進協議会

平成 21 年 3 月 25 日策定

### I 基本的な考え方

#### (1) 本要領の策定背景

仙台市では、すべての障害者が自己選択と自己決定による社会参加が保障され、自立した地域生活を送ることができるよう社会全体で支える仕組みづくりを推進していくため、平成 19 年 3 月に「仙台市障害者保健福祉計画」（計画期間：平成 18 年度から平成 23 年度まで）を策定しました。

障害者福祉制度は、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行により、障害種別にかかわらず障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化したことや施設・事業を再編するなど、大きく変わってきており、今後も同法の見直し等により、障害者福祉制度は、更に変革していく可能性があります。

このような制度変革の中にあっても、仙台市障害者保健福祉計画が推進されるためには、第三者機関である仙台市障害者施策推進協議会の果す役割が重要となります。そのためには、市と連携して計画のモニタリングを実施し、施策の点検・評価を行い、主要施策の着実な推進を図っていくことが極めて重要となります。

#### (2) 本要領の位置づけ

この要領は、仙台市障害者保健福祉計画における主要施策等に係るモニタリング（点検・評価）の実施について、必要な事項を定め、もって施策の着実な推進に期するものです。

この要領における「モニタリング」とは、仙台市障害者保健福祉計画の計画期間中における主要施策の事業の実施状況等を定期的・継続的に監視・測定し、点検・評価するものです。

この要領に基づくモニタリングは、障害者基本法第 26 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する地方障害者施策推進協議会の事務として位置付けるものです。

○障害者基本法（抄）

（地方障害者施策推進協議会）

第 26 条 都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を含む。）に、地方障害者施策推進協議会を置く。

2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県障害者計画に関し、第 9 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

**二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。**

**三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。**

## II モニタリングの目的と機能

モニタリングの目的と機能としては、主に次のようなものがあげられます。

### (1) モニタリングの目的

仙台市障害者 保健福祉計画 の推進	◇主要施策について、計画期間中における事業の実施状況等を定期的・継続的に監視・測定、点検・評価し、計画の進捗管理を行うことにより、仙台市の障害者福祉施策の着実な推進に資する。 ◇障害者自立支援法の改正等により、障害者福祉制度に急激な変化がある場合などにおいて、当事者や事業所等の現状や、今後予想される状況等について、調査・分析し、現在の施策の有効性や新たな施策の必要性等についての検討に資する。
-------------------------	--

### (2) モニタリングの機能

監視・測定	主要施策の事業の実施状況や進捗状況が計画に沿って適正に実施されているか確認する。
点検・評価	◇計画と事業の実施状況等の比較などにより、評価すべき点、改善すべき点等を確認する。 ◇当事者やその家族をはじめとする市民、事業所等へのヒアリングなどにより障害者福祉施策の満足度を把握する。
調査・分析	障害者自立支援法をはじめとする障害者福祉制度の変革や経済情勢の変化等に伴う、当事者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用状況、事業所等の運営状況などについて確認する。
総合評価	障害者保健福祉計画の基本目標である「誰もが生きがいや働きがいを持ち自立した地域生活を送ることができるまちづくり」の達成度も視野に入れた総合的な評価を行う。

### (3) その他

事業の実施状況 及び実施効果の 把握・公表	仙台市障害者保健福祉計画に掲載している主要施策の事業の実施状況及び実施効果を的確に把握するとともに、当事者やその家族をはじめとする市民に対し公表する。
優良サービス等 事例の共有	事業所等で提供されているサービスや当事者やその家族への支援の取り組みを把握し、その情報を共有することにより、他の事業所等でのサービスのレベルアップを図る。

### **Ⅲ モニタリングの実施項目及び手法**

仙台市障害者施策推進協議会において、モニタリングの実施項目及び手法を決定します。

#### **(1) モニタリングの実施項目**

##### ①モニタリングの対象

現行の仙台市障害者保健福祉計画における主要施策等を対象とします。

##### ②モニタリングの単位

主要施策等のうち、項目を単位として実施します。

#### **(2) モニタリングの手法**

モニタリングの手法は、モニタリングの実施項目やモニタリングの範囲などに応じて、概ね次ぎの中から決定します。

##### ①ヒアリング調査

当事者やその家族をはじめとする市民、施設や関係団体、行政機関等との直接的な面会・対話等により調査を行います。

##### ②アンケート調査

当事者やその家族をはじめとする市民、施設や関係団体、行政機関等へ調査票を配布して調査を行います。

##### ③資料調製

施設や関係団体、行政機関等から資料の提供を受け、その資料から読み取れる客観的な数値等に基づき調査を行います。

### **Ⅳ モニタリングの結果の活用**

#### **(1) モニタリング結果の整理**

仙台市障害者施策推進協議会は、モニタリングを実施した場合は、モニタリング結果に基づく報告書等を作成します。

#### **(2) 事業計画等への反映**

仙台市障害者施策推進協議会は、モニタリングの結果に基づき、短期的な取り組みが必要とされる課題・問題点については、現行の仙台市障害者保健福祉計画の検討課題として、中長期的な取り組みが必要と判断されるものについては、次期仙台市障害者保健福祉計画以降の検討課題とします。